



## 福祉課に障がい者基幹相談支援センター「haru」を設置

障がい者基幹相談支援センター「haru」(運営法人熊本菊陽学園)  
☎080(1542)1741

### 基幹相談支援センターとは

地域の相談拠点として、障がいなどがある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して、自分らしく生活できるように悩み事への相談支援や制度の案内などを総合的に行います。秘密は厳守します。相談は無料です。

- 対象者 町に在住する人、障がいや難病がある人、その家族・支援者など(障害者手帳を持っていない人も相談できます)
- 相談方法 窓口来所、電話、訪問など希望に合わせて対応します
- 相談日 (土)祝を除く午前8時30分～午後5時15分

### 「haru」でできること



- 今の生活やこれからの相談 障がいなどがある人の暮らしに関する相談ができます。必要に応じて、さまざまな福祉サービスを紹介し、手続きなど支援を行います。  
《相談の例》 住まいのこと、お金のこと、仕事のこと、将来のこと、人間関係のこと、その他、生活のあらゆる困りごと
- 権利擁護、虐待防止 成年後見制度の相談対応、障がい者虐待防止の対応、災害や緊急時の支援を行います。
- 入院・入所生活から地域へ 施設や医療機関から自宅に戻った後の暮らしの相談ができます。
- 地域のネットワーク作り 関係機関と連携し、町民の皆さんが暮らしやすい町づくりを行います。



## 町中小事業者等一時支援金の申請を受け付けています

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した事業者を支援するため、事業全般に広く使える支援金を交付します。

- 対象者 国が実施する「月次支援金」または県が実施する「熊本県事業継続・再開支援一時金」の交付決定を受けた次の①②に該当する人
  - ① 町内に本社が存在する法人
  - ② 町内に住所または事業所を有する個人事業主
- 交付額(法人・個人事業主も同額) 1事業者あたり一律5万円
- 申請期限 2月28日(月)
- ※申請書類や申請方法など詳しくは、町ホームページをご確認ください。



町ホームページはこちら

☎ 商工振興課 ☎(232)2165



## 政策提案を募集します

町では、町民の皆さんが住みよいまちづくりのために政策を提案できる「政策提案手続」制度を設けています。

提出された提案は、町で採用または不採用を決定し、採用すると決定した場合は政策などの立案をし、提案の実現に向けて具体的な取り組みを進めていきます。

■ 募集期間 1月4日(火)～31日(月)

☎ 総務課 ☎(232)2111

- 提出方法 総務課へ持参
  - 提出書類
  - ① 政策提案書
  - ② 政策提案者署名簿
- ※様式は町ホームページからダウンロードできるほか、総務課や西部支所に備えています。
- ※提出する場合は、手続きについて説明しますので、事前にお問い合わせください。

## 成年後見制度の相談窓口(権利擁護推進センター)を設置しています

### 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人を法律的に保護し、支える制度です。本人の判断能力の程度によって「成年後見人」「保佐人」「補助人」という公的な援助者を家庭裁判所で選任し、それぞれの権限の範囲内で、財産の管理や契約手続きの代行、不当な契約の取り消しなどを行います。

町では、役場内に成年後見制度の相談窓口(権利擁護推進センター)を設置し、以下の取り組みを行っています。

- 本人や家族などからの成年後見制度利用の相談
- 成年後見制度申し立て手続きの支援
- 出前講座や研修会の開催

### 問い合わせ

権利擁護推進センター  
65歳以上の人：介護予防係(地域包括支援センター)  
☎(232)2366  
64歳以下の障がいのある人：福祉課  
☎(232)4913



### こんなときは、気軽にご相談ください



もの忘れがあり、通帳やカードをなくすなど、お金の管理ができなくなった。



自分に何かあったとき、障がいのある子どもの生活が心配。



認知症があり、介護サービスを利用したいけど、自分で契約ができない。

## 競争入札参加資格審査申請(指名願い申請)

町が発注する建設工事、業務委託、物品購入、役務の提供などに関する、令和4・5年度の指名願い申請を受け付けます。

### ■ 申請期間

2月1日(火)～28日(月)  
(最終日消印有効)

### ■ 有効期間対象事業者

#### ① 定期申請(令和4・5年度)

4月1日(金)～令和6年3月31日(日)の2年間

ア 県外建設工事事業者

(県外に主たる事業所(本社)がある者)

イ 測量・建設コンサルタントなどの事業者

ウ 物品購入、役務の提供などの事業者

※イ・ウは県内・県外を問いません。

#### ② 追加申請(令和4年度)

4月1日(金)～令和5年3月31日(金)の1年間

県内建設工事事業者

(県内に主たる事業所(本社)がある者)

※①と②で有効期間が違います。

### ■ 申請方法

町ホームページにある様式に必要事項を記入し、「入札参加資格申請書」と朱書きで記入した封筒に入れ、郵送で提出してください。持参の場合は預かりのみになります。

### ■ 受付時間

(土)祝を除く、午前8時30分～午後5時15分

### ■ 注意事項

令和3・4年度の定期申請をした②の対象事業者は今回の追加申請は必要ありません。各事業者の受付番号シールに記載してある年度をご確認ください。詳しくは町ホームページをご確認ください。

### ■ 申し込み・問い合わせ

〒869-1192(住所不要)

財政課 管財係

☎(232)2130